

大治年間の造寺造仏事業

上川通夫

はじめに

日本中世仏教の特徴は、擬似汎東アジア性を基調とする顯密一対の国家宗教たる点にあるのではなかろうか。その内実は、十一世紀後半段階の政治的・社会的条件を基盤にしながらも、宋・遼・西夏・金・高麗などの国家興亡を含む国際政局が、宋金交代といわれる結果を迎える過程に連動した、白河院を中枢とする権力闘争の一部として創られた部分が大きい。八宗を配置しながらも、天台宗を重視した前代に比して、北宋や遼の首都で重視されていた真言密教への過度な養成策によつて、顯密主義が形づくられたのだと考えられる。しかもその実態は、大陸仏教の忠実な模倣策から離れ、選択と部分的強調、ないし典拠を逸脱した改変と創作を加えたものであつた。

白河上皇が死去する大治四年（一一二九）にいたるほぼ二十年間は、政治史上では白河院政後期と呼ばれる専制政治の推進段階であつた。金が北宋を討滅した大治二年（一一二七）を挟み、最晩年の白河院による仏教事業は、力まかせども見えるほどの肩入れ様である。そこには天竺、震旦と東漸してきた仏教の根源地を、日本の首都京都に継受するかのような発想が含められていた⁽¹⁾。

この稿では、成立期日本中世仏教の実態を、政策展開した権力中枢の所在地、首都京都において、目の当たりにし

ようとするものである。そのためここでは、白河院政晚期から鳥羽院政最初期にあたる大治年間（一一二六～一一三〇）に考察を絞る。特には、造寺造仏事業の推進を通観してみたい。

大治年間、特に大治四年は、造寺造仏のピークであることが、美術史研究によつて指摘されている⁽²⁾。この期の諸事例などをも踏まえた仏教史研究からは、院政期仏教の特徴について、数量的功徳主義といった評言がある⁽³⁾。また広く院政期文化について、仏教事業の奇抜性と巨大性をその特徴の一部として指摘し、後世の範を構成したと述べる古典文化論もある⁽⁴⁾。すでにその注目すべき画期性は、よく認識されているのかも知れない。ただその画期性は、院政という政治形態に關係づけて考察されてきたとはいえ、社会文化史上の傾向と見なされていいる場合が多いと思う。鳥羽院中宮侍賢門院璋子の出産と白河院の死去が重なつた、大治四年が造寺造仏のピークだとされるのも、いわば信仰的歴史観による指摘にとどまつていて、歴史的必然性を探る考察は、なお別に必要なではなかろうか。形姿の異様さをさえ含む仏像を権力事業によつて大量に急造してなる仏教は、つまり不自然であり、作為の産物であろう。その実態を可能な限り現実のものとして確認し、成立期中世仏教の実情を把握する一助にしたい。

一 造寺造仏の実態

院政期は仏教盛行期だが、大治年間は特に顕著である。しかもそれは、この数年間に限つても加速度的である。前後の時期については思い切つて考察を省き、先に述べた意図を脳裏に確認しつつ、まずは史料によつて事実を通観したい。

ここに列举する事例は、『永昌記』『長秋記』『中右記』などに記された造寺造仏の事例である。大治三年は日記を欠き、他の年の記述も事実の総てではないであらうが、特に造仏記事が頻繁に検出される。大治年間の仏教事業の全体を見るためには、写経や仏事にも目を配る必要がある。しかし本稿では、煩雑さを避けて実像理解を明確にし、あわ

せて、視認できる造形物を据えて成る、首都の空間的な特徴を俯瞰する一助にもしたい。その際、列島の生活者一般にとつて、ここで羅列する事例は決して単調ではなく、特異であることを念頭に置き、日を追つて史実を凝視したい。

まずこの節では、鳥羽新院も罹病した疱瘡流行による大治改元（一一二六年一月二十二日）から、白河院が死去する大治四年（一一二九）七月七日をはさみ、大治六年が炎旱天変によつて天承（一一三一年一月二十九日）に改元されるまでを対象に、抽出した諸例を順に掲げる。この期間に限つてみるとことによつて意味がある理由は、次節で述べる。事例確認はいたつて面倒だが、それ自体が歴史的事実なので、敢えてこの特異な事業を一々確認しておきたいと思う。

読みとられる諸点については次節以後に述べるが、あらかじめいくつかのことを念頭に置いておきたい。一つは、大量の仏像や仏画、場合によつては百体や千体といった多数を、短期間、場合によつては即日に、制作し完成仏事を催していることである⁽⁵⁾。仏師や絵仏師の大動員体制がその背後にあるのであろう。それは、権力事業として遂行されたことを示している。二つは、記録の大部分が、院御所や御願寺に関する造寺造仏であることである。史料の偏在によるとはいえ、実際に本院白河・新院鳥羽・待賢門院を主体にするものが多い。中でも晩年の白河院の意向に沿う例が、他を圧していた。事業を引き継いだのは鳥羽院だが、その実質は概ね白河院の計画を実行しているようである。待賢門院は、大治二年九月十一日と同四年閏七月二十日に出産するが、それを控えた祈願の造仏供養例が多い。ただ、中心は上皇の事業にあることが、史料からわかる。三つは、院の近臣をはじめとして、上級貴族による請け負い事例が散見される。成功であることのほか、計画的割り振りである場合があつたらしい。

以上の諸点から、大治年間の造寺造仏の多くは、院政の主による事業であると見てよいと思う。この場合、残存史料の偏在は、造寺造仏の史実自体に特殊性があることの反映であろう。普遍救済宗教の漸次的な拡大深化が美術的宗教造型の量産に結果した、などといった歴史的動向ではない。当該期、当該地の固有事情を、成立期日本中世仏教の実態として思い知りたい。両院は白河院と鳥羽院、三院は待賢門院を加えていう。

【大治元年・一二二六年】

三月 七日 両院、白河新御願三重塔（藤原顯長の任紀伊守成功）を供養する。〔永昌記〕 法勝寺金堂で愛染明王像百体を供養する。人々に造立が配分されて百八十体が完成し、藤原為隆は五体を担当する。〔永昌記〕 法勝寺講堂で同身金色觀音菩薩像百体（能登守高階經紀の長門遷任の功）を安置する。〔永昌記〕

三月二十四日 権僧正勝覚、堂を供養する。〔中右記目録〕

三月二十九日 九条八講で等身阿彌陀三尊と等身地藏菩薩像を図絵する。〔永昌記〕

六月十五日 三条殿で小塔を供養する。〔御室相承記〕

五月 八日 三院、二条殿で仏像を供養する。〔中右記目録〕

八月 七日 宇治愛染堂を供養する。〔中右記目録〕

九月 八日 白河院、白河で丈六仏像三体を供養する。〔中右記目録〕

十月十七日 石清水馬場末に多宝塔（駿河守平宗実の功）を供養する。〔石清水宮記録〕

十月十六日 丈六仏像をつくる。〔中右記目録〕

十一月十三日 白河御願寺を棟上げする（伊与守藤原基隆の功）。〔中右記目録〕

【大治二年・一二二七年】

一月十二日 白河五重塔（但馬守藤原敦兼の功）を供養する。塔中に仏像八体を安置する。〔中右記・百練抄〕

二月十八日 三院、熊野詣に際して本宮で七宝塔と銀金小塔を供養する。翌日堂二字を供養する。〔中右記〕

三月 七日 三院、法勝寺藥師堂で丈六六字明王像七体（石見守藤原資盛の功）を供養する。〔中右記〕

三月 十日 鳥羽院、等身三仏を供養する。〔中右記〕

三月十二日 両院、法勝寺北新造堂（愛染王堂）と丈六愛染明王像三体・等身愛染明王像百体（伊豆守源盛雅重任の功）を供養する。ついで法勝寺金堂で七宝塔と小塔一万基を供養する。〔中右記・中右記目録〕

三月十九日 白河西三重塔（伊与守藤原基隆の功）を供養する。ついで法勝寺金堂で丈六天大威徳明王像一体と等身大威徳明王像百体（上総守藤原親隆重任の功）を供養する。さらに三条殿で仏像数体を供養する。〔中右記〕

四月二十三日 鳥羽院の祈りとして、法勝寺金堂で等身正觀音像百体と半丈六像一体（右馬頭藤原忠能造立）を供養する。〔中右記〕

六月二十四日 両院、法勝寺で愛染明王像を供養する。〔中右記〕

七月六日 三院、三条東殿で百仏を供養する。〔中右記〕

七月十日 鞍馬寺棟上げする。〔中右記〕

七月十四日 三院、東殿で不動明王像百体と不動明王絵像千体を供養し、御所に帰つて仏像を供養する。〔中右記〕

七月二十五日 女院出産のため寢殿で釈迦如来絵像を懸けて祈る。〔中右記〕

八月 二日 女院、七仏薬師如来像を供養する。〔中右記〕

八月十四日 白河院、女院出産の祈りとして仏像數体を供養する。〔中右記〕

八月十四日 三院、東殿で仏像數体を供養する。ついで白河院、白川伊豆堂で女院出産の祈りとして仏像二百余体を供養する。また西泉殿で仏像を供養する。〔中右記〕

八月二十六日 女院の祈りとして仏像を供養する。〔中右記〕

八月 二日 白河院御所で一日の中に仏像を作り供養する。〔中右記〕九月十一日、待賢門院が出産（雅仁）。

九月二十二日 藤原宗忠女子、如意輪觀音絵像を供養する。〔中右記〕

十月十七日 左大弁藤原為隆、坊城に丈六堂（阿弥陀如来像・薬師如来像・不動明王像・五尺四天王像安置）・懺法堂（七宝塔安置）・鐘堂を供養する。〔中右記〕

十一月 四日 高野山で、白河院祈願の塔（東寺長者勝覺建立）と鳥羽院祈願の塔（越中守藤原公能の功）を供養す

る。〔中右記・長秋記〕

十一月十三日 白河院、愛染明王像百体を造り始めさせる。〔中右記〕

十一月十八日 按察中納言藤原顯隆、八条堂（丈六五大尊像安置）を供養し、万人済々だという。〔中右記〕

【大治三年・一二八年】

三月十三日 三院、円勝寺を供養する。〔中右記目録・百練抄〕

三月十六日 白河院、法勝寺で仏像百体を供養する。〔中右記目録〕

七月二十日 鴨御祖社東塔（播磨守藤原家保の功）を供養する。〔中右記目録〕

七月二十一日 延暦寺総持院棟上げを行う。〔中右記目録〕

九月二十八日 院、小塔十八万余基を供養する。〔中右記目録・十三代要略・一代要記〕

十一月十日 三院、最勝寺で仏像を供養する。〔中右記目録〕女院、円徳院多宝塔（天台座主仁実の功）を供養する。〔百練抄〕

【大治四年・一二九年】

一月十八日 白河院、三条西殿で仏像を供養する。〔中右記〕

一月三十日 白河院の不快のため、白檀愛染明王像と等身愛染明王像を供養する。同時に今宮の護仏一体を供養する。〔長秋記〕

二月十七日 大式藤原經忠家で先妣のための修法で丈六觀音菩薩像一体を供養する。〔長秋記〕

二月二十四日 白河院の祈りとして御同体愛染明王像十体と不動明王像一体を供養する。女院のため三尺七仏藥師像・尊勝孔雀明王像・半丈六愛染明王像・同身五体尊像を供養する。仏師は長円父子と兼円。鳥羽院のため同体尊勝像・十二臂延命像・不動尊像と愛染明王像を供養する。白河院、諸卿諸臣受領らに『大般若經』の分担執筆を命じる。〔長秋記〕

二月二十九日 春季仁王会の後、白河院の御所で仁王会、次いで愛染明王法を行い、愛染明王像を供養する。「長秋記」

三月十一日 鳥羽院のため御同身延命絵像百体を供養する。「長秋記」鳥羽院のため十一面觀音像百体を供養する。「中右記」前齋院禎子の土御門亭で堂供養する。「中右記・長秋記」翌十三日は法勝寺千僧読經が行われ、藤原宗忠は「昨今両日有「大仏事」、誠是仏法中興歟」と記す。「中右記」

三月十九日 鳥羽院のため孔雀明王像と新写『大般若經』を供養する。証菩提院（故中宮篤子願として藤原忠実が東北院東辺に造立したが、炎上の後に天台座主仁実が院宣を得て尊勝寺南辺に新造）を供養する。白河院、証菩提院にて九体阿弥陀仏像を供養する。女院のため五体尊像と愛染明王像を供養する。「中右記・長秋記・百練抄」

三月二十二日 女院出産の祈りとして御等身延命絵像百体と愛染明王像を供養する。「中右記・長秋記」

三月二十四日 女院の祈りとして愛染明王像三十五体や、宝塔一基を供養する。鳥羽院の命で、最勝寺五体堂の仏像を仏師長円と弟子等が造り始める。「中右記・長秋記」

五月十三日 女院出産の祈りとして延命絵像百体・半丈六尊勝木像・御同身愛染明王像五体・愛染明王像十体・小塔を供養する。「長秋記」

五月二十五日 女院出産の祈りとして、等身愛染明王像百体（三善兼仲の功）を供養する。「中右記・長秋記」

五月二十七日 女院出産の祈りとして仏像ならびに女院衣を用いた孔雀明王絵像を供養する。また五大尊像（高階宗章・藤原清隆それぞれ造進）を供養する。不動尊像十体（実親造進）を供養する。「中右記・長秋記」

六月 四日 女院御産の祈りとして不動明王像百体・五大尊像・尊星王像・金剛童子像・金輪像を供養する。「中右記・長秋記」

六月十九日 女院出産の祈りとして薬師如来絵像百体を供養する。また白河院、人々造進するところの仏像数体の

供養を命じる。〔長秋記〕 百座仁王会で新写仏経を用い、天皇の御簾中に御等身五大力像を懸け、百仮像を南殿障子に懸ける。〔中右記〕

六月二十六日 女院出産の祈りとして、六字明王絵像百体・丈六尊勝像（藤原資盛の功）・等身愛染明王像・七仏薬師像（大式藤原經忠の功）・半丈六尊星王像・御等身愛染明王像十体などを供養する。〔中右記・長秋記〕

七月 二日 女院の祈りとして仮像百体を供養する。〔永昌記・中右記〕

七月 六日 女院御産の祈りとして例のごとく百体・十体・二十体・三十体の仮像を供養する。〔永昌記・中右記〕
二条御所で白河院息災のため丈六愛染明王像三体（尾張守藤原顯盛の功）、等身愛染明王像二十体（新宰相藤原長実の功）、小塔（法印円勢の功）を供養する。〔永昌記〕

七月 七日 白河院危篤にて、経師数百人・仏師・工を召して南庭で丈六仮像五体・等身仮像・五重塔を造る。〔永昌記・長秋記・中右記〕

七月 十日 鳥羽院の命で仏師円勢・長円・賢円が造った女院御産祈願の仮像を長円弟子のもとに運ばせ、仏師三人に白河院の仮像を造らせる。〔長秋記〕

七月十四日 女院、種々の仮像を供養する。〔中右記〕

七月十五日 白河院七日法事で金色御等身阿弥陀如来像ならびに同三尺観音・勢至像各一体を供養する。〔中右記〕
女院の祈りとして千手觀音絵像百体・不動明王絵像千体・丈六像一体を供養し、夜にも仮像を供養する。〔中右記〕 鳥羽院のもとで仮像を供養する。〔長秋記〕

七月十九日 女院序に不動明王絵像二十体を進める。〔長秋記〕

七月二十日 女院北小寝殿で仮像を供養する。上達部・殿上人・女房等に命じて毎日百体、十日で千体を供養する
という。〔長秋記〕 白河院二七日で、自ら生前に用意していた同身阿弥陀如来像や経を供養する。こ
れは、白河院の意向を受けた藤原長実が、七日ごとに御同身阿弥陀如来木像、また毎日三尺阿弥陀如

来木像を造り、鳥羽の倉に置いたもの。「永昌記・長秋記・中右記」

七月二十一日 女院、不動尊像百体を供養する。〔長秋記〕

七月二十二日 鳥羽院、例仏像供養を行う。女院、不動尊像を供養する。〔長秋記〕

七月二十六日 新院鳥羽、白河院のために院御所で御等身阿弥陀三尊像を供養する。ついで伊与守藤原基隆、等身阿弥陀如来像九体を供養する。備前守平忠盛、丈六阿弥陀如来像を供養する。藤原長実、三尺像を供養する。〔中右記・永昌記・長秋記〕

七月二十七日 白河院三七日により藤原長実と藤原為隆がそれぞれ等身阿弥陀如来像を造立・供養する。〔中右記・長秋記〕

七月三十日 鳥羽院、半丈六阿弥陀如来像と等身觀音菩薩・勢至菩薩像等を供養する。「永昌記・長秋記」皇后、御同身木像阿弥陀三尊像を供養する。その後、藤原長実が三尺阿弥陀三尊木像を毎日供養することにする。〔中右記・長秋記〕大式藤原經忠、等身木像阿弥陀三尊像を供養する。〔中右記〕

閏七月一日 播磨守藤原家保、丈六阿弥陀如来像を供養する。讚岐守藤原清隆、阿弥陀三尊像を供養する。〔中右記〕

閏七月二日 藤原長実、毎日三尺仏像等を供養する。「永昌記」

閏七月四日 白河院四七日で、新宰相藤原長実、等身尊勝仏（または大日如來像）を供養する。ついで等身阿弥陀如來像を供養する。「永昌記・中右記」

閏七月七日 尾張守藤原顯盛と三河守藤原為忠、それぞれ等身阿弥陀三尊像を供養する。「中右記」

閏七月十一日 白河院五七日で、御等身釈迦三尊木像を供養する。藤原長実、等身釈迦三尊像を供養する。また等身阿弥陀如來像を供養する。「永昌記・中右記」

閏七月十二日 鳥羽院、白河院のために御等身阿弥陀如來像九体を供養する。ついで因幡守藤原通基、等身阿弥陀三

尊像を供養する。例講で三尺仏を供養する。女院、毎日のこととして不動明王像を供養する。また、女院の祈りとして尊星皇等を造進・供養することとする。「永昌記・中右記」

閏七月十三日 人々四五輩、白河院追善に三条殿で半丈六や等身の仏像を造る。すなわち、内大臣は等身仏像一体、法眼行慶は等身阿弥陀如来像一体、法性寺座主最雲と近江守藤原宗兼は等身阿弥陀三尊像、備前守平忠盛は等身阿弥陀三尊像を供養する。「永昌記・中右記」

閏七月十六日 前齋宮善子・前齋宮侑子、釈迦三尊像と等身阿弥陀如来像一体を供養する。藤原家保、等身五智如来像を供養する（翌日に順延か）。女院、仏像を供養する。「中右記」

閏七月十七日 播磨守藤原家保、五智如来像を供養する。「中右記」

閏七月十八日 白河院六七日で、人々、五仏・三尊や半丈六・御等身などの仏像を供養する。藤原長実、阿弥陀如来像を供養する。鳥羽院、觀音菩薩像・地藏菩薩像・不動明王像（御倉物）を供養する。右少弁と藤原宗忠、丈六尊勝仏木像を供養する。仁和寺宮、等身阿弥陀如来木像を供養する。大式藤原經忠、等身阿弥陀如来像一体を供養する。伊予守藤原基隆、五智如来像を供養する。相模守源重時、半丈六仏像三体を造進したが返され、香隆寺で供養する。「永昌記・中右記」

閏七月十九日 阿波守源有賢、仏像を供養し、丹後守資賢が奉仕する。安芸守藤原資盛、等身阿弥陀三尊像を供養する。「中右記」

閏七月二十日 女院陣痛により、権大納言中御門亭の南庭や東渡殿対南庇で、仏師数百人が丈六千手觀音像や数体仏像を造り始める。「永昌記」この日、白河院、法勝寺で中陰法事を行い、仏師円勢作の（半）丈六阿彌陀像と、二人の息作の脇士四体（觀音菩薩像・勢至菩薩像・地藏像・龍樹像）を造立する。脇士の寸法が揃わず相論あり。土御門善齋院と右衛門督、それぞれ等身阿弥陀如来像一体を供養する。「永昌記・中右記」待賢門院が出産（本仁）。

閏七月二十一日 平忠盛、半丈六弥勒像一体と地蔵菩薩像一体を供養する。仁和寺花藏院宮、法勝寺阿弥陀堂で仏像を供養する。山座主、白河院のため、証菩提院に二階堂と丈六阿弥陀如来像を供養する。〔中右記〕

閏七月二十二日 高階宗章、丈六釈迦如来像一体を供養する。〔中右記〕

閏七月二十三日 法橋信縁、半丈六阿弥陀如来像一体と等身仏八体を供養する。伊予守藤原基隆、等身釈迦三尊像を供養する。信濃守藤原盛重、半丈六阿弥陀三尊像を供養する。播磨守藤原家保、六觀音木像を供養する。長門守高階経敏、阿弥陀三尊像を供養する。〔中右記〕

閏七月二十五日 白河院正日（四十九日）により、法勝寺で金色御等身阿弥陀三尊木像（白河院の作り置き）を供養する。白河院女御と号す人、白河新阿弥陀堂で等身釈迦如来像と阿弥陀如来木像を供養する。鳥羽院、御所に帰つて等身阿弥陀三尊像を供養する。藤原長実、仏像を供養する。播磨守藤原家保、香隆寺で毎日阿弥陀絵像を供養するという。北面下臍、日ごろ香隆寺で力の堪えるに随つて仏經を供養するといふ。〔永昌記・中右記〕「御四十九日間人々所供養仏経、在別目六也」〔中右記〕

八月三日 公童、丈六尊星王像と愛染明王像を造進する。〔長秋記〕等身阿弥陀如来木像を供養する。白河新阿弥陀堂の傍らに九体丈六阿弥陀堂と三重塔（播磨守藤原家保の功）の木作始を行う。九体仏（備前守平忠盛の功）を安置する。〔中右記〕

八月七日 白河院月忌により、鳥羽院・女院・藤原長実・同家保、それぞれ仏像を供養する。〔中右記・長秋記〕東殿で愛染明王像三体を供養する。〔長秋記〕

八月十三日 鳥羽院、来月の結縁供養日に白檀の仏像を作るよう指示する。〔長秋記〕

八月二十八日 仏師円勢・院覚、白檀阿弥陀三尊像を造り始める。〔長秋記〕

八月二十九日 藤原資盛が同身愛染明王像十体を造進し、藤原忠能が同体千手觀音像を造進する。〔長秋記〕

九月四日 鳥羽院、人々造進の仏像を供養する。〔長秋記〕

- 九月 七日 白河院月忌により、鳥羽院・女院・藤原長実、それぞれ等身仏像を供養する。藤原顯頼、半丈六阿弥陀三尊像を供養する。藤原家保、等身阿弥陀三尊像を供養する。他に仏像二体を供養する。「長秋記・中右記」
- 九月二十八日 鳥羽院、南御堂で丈六仏を作り始める。両院の白河殿での結縁經供養に際し、院覚作の白檀三尺普賢菩薩像を安置する。両院、北殿で愛染明王像を供養する。「長秋記・中右記」
- 十月 五日 藤原宗忠、日野新堂に安置する周丈六阿弥陀如来像を奈良仏師康助に作り始めさせる。(大治五年三月二十五日、安置)「中右記」
- 十月 七日 白河院月忌により、鳥羽院、半丈六弥勒仏像と等身地蔵菩薩像六体を供養する。「中右記」
- 十月二十六日 白河院のために等身阿弥陀三尊像を供養する。また鳥羽院、仏像數体を供養する。「中右記」
- 十月二十七日 女院、仏像供養をする。「中右記目録」
- 十月二十九日 女院、仏像百体を供養する。「群鷗」の如き大威徳明王像百体は、安芸守藤原資盛の重任功である。また女院、不動明王像百体と愛染明王像數体を供養する。藤原宗忠、小仏を供養する。「長秋記・中右記」
- 十一月七日 白河院月忌により、本院・新院ともに仏像を供養する。女院、半丈六釈迦如来像と地蔵菩薩像を供養する。藤原長実・基隆・家保、それぞれ仏像を供養する。「中右記」
- 十月二十二日 鳥羽院、東殿で平忠盛造進の觀音菩薩像三十三体を供養する。「中右記」
- 十一月二十三日 新嘗祭にもかかわらず鳥羽院、左兵衛督藤原能実三条烏丸邸で仏像を供養する。白河院が、出家後に神事を忌むことなく仏事を行つたのに倣つているという。「中右記」
- 十二月七日 白河院月忌により、鳥羽院、阿弥陀五仏を供養する。「中右記」
- 十二月八日 天台座主仁実、東坂本に丈六堂を供養する。鳥羽院の祈りとして仏像を供養する。「中右記」
- 十二月十六日 尊勝寺の新堂(甲斐守藤原範隆の功)を供養する。女院、三尺阿弥陀三尊像を供養する。藤原顯頼一

家の合力で、故按察中納言藤原顯隆のために八条九体丈六堂を供養する。〔長秋記・百練抄〕

十二月二十四日 女院、白河院のために、等身弥勒菩薩像と虚空藏菩薩像を供養する。〔中右記〕
十二月二十八日 白河新造塔と祇園塔を供養する。ともに女院の祈り十基の内、平忠盛が承つた五基に属す。〔長秋記・中右記〕

【大治五年・一一三〇年】

一月二十八日 除目で、藤原顯成、造仏百体などの功で長門守に任じられる。〔中右記〕

二月 七日 白河院月忌により、女院、釈迦三尊像を供養する。〔中右記〕

二月二十九日 鳥羽院、白河新堂と塔（伊予守藤原家保造営）の上棟に臨む。また女院の仁和寺御願寺（播磨守藤原基隆造営）の上棟を行う。〔中右記〕

三月 七日 白河院月忌により、大僧正行尊、地藏菩薩像を供養する。〔中右記〕

四月 六日 鳥羽院、等身不動明王立像・地藏菩薩像各一体を供養する。また等身阿弥陀如来像を供養する。〔中右記〕

五月 一日 鳥羽院、白河院のために釈迦如来像を供養する。鳥羽院に迎接仏を進覧する。〔中右記・長秋記〕

五月 七日 女院、等身地藏菩薩像六体を供養する。〔中右記〕

五月二十五日 院御所三条殿で、白河院のために銀一尺六寸釈迦如来像を供養する。〔中右記〕

六月 一日 仏師院覺作の地藏菩薩像を女院に進覧し、宋朝に倣つて法服を着せる。（翌日鳥羽院に進上する。六月二十七日供養。）〔中右記・長秋記六月二日条〕

六月十二日 天台座主仁実、等身釈迦如来像を供養する。鳥羽院、等身釈迦如来像千体を供養する。〔中右記〕

六月二十日 鳥羽院・女院、白河院のために仏像を供養する。女院は丈六阿弥陀如来像を供養する。仁和寺聖恵は等身釈迦如来像を供養する。別に、近衛殿で大殿藤原忠実と関白忠通の逆修善根を始め、等身釈迦如

来木像一体を供養する。〔中右記・長秋記〕

六月二十一日 鳥羽院、賀茂塔の供養日次を尋ね、源師時は来春が無難だと答える。藤原忠実・忠通の逆修に、近衛殿で三尺千手觀音木像を供養する。〔中右記・長秋記〕

六月二十二日 忠実・忠通の逆修に、近衛殿で三尺弥勒木像を供養する。〔中右記〕

六月二十三日 忠実・忠通の逆修に、近衛殿で等身阿弥陀如来繪像を供養する。〔中右記〕

六月二十四日 白河新阿弥陀堂内塔（伊与守藤原家保の功）を供養する。仏師円勢。忠実・忠通の逆修に、近衛殿で三尺地藏菩薩木像を供養する。日野新堂を供養する。〔中右記・長秋記〕 六月二十五日 忠実・忠通の逆修に、近衛殿で普賢菩薩・文殊菩薩・虛空藏菩薩の各繪像を供養する。〔中右記〕

六月二十六日 忠実・忠通の逆修に、近衛殿で両界曼荼羅を供養する。〔中右記〕

六月二十八日 女院、等身尊勝仏像と三尺阿弥陀如来像を供養する。皇后、白河院のために釈迦如來木像（または等身阿弥陀如來像）を供養する。〔中右記・長秋記〕

七月 二日 白河院一周閻法事として、白河九体新阿弥陀堂を供養する。この日、園城寺金堂の棟上げを行う。〔中右記〕

七月 三日 白河院のために三条殿で五千人が講説し、長尾宮が等身地藏菩薩像を、高階宗章が三尺釈迦三尊像を、それぞれ供養する。〔中右記〕

七月 六日 三条殿で、人々、丈六仏・半丈六仏・等身仏などの像を済々供養する。〔中右記〕

七月 七日 白河院正日法事を法勝寺阿弥陀堂を行い、生前造り置いた「巡金」阿弥陀如來像を供養する。また三条殿で、生前作り置いた等身阿弥陀如來像八体の内、四十九日に七体供養した残り一体を供養する。「去年七月以後仏事啓白云々」。また旧臣ら、香隆寺で仏像を供養する。「凡從去年七月至今年今日、万人造仏写經善根千万、不可記出也」〔中右記〕

七月二十六日

宰相中将と僧都の母尼が昨日死去し、雲林院で葬送するに際して、鳥羽院が半丈六地蔵菩薩木像と三

尺阿弥陀木像を供養する。〔中右記〕

宰相典侍四十九日により、等身阿弥陀三尊像を供養する。〔中右記〕

八月 五日

鳥羽院、造仏の始めとして愛染明王像十体を供養する。〔中右記・長秋記〕

九月 五日

山門総持院を供養する（近江守藤原宗兼重任の功）。鳥羽院、法勝寺金堂で愛染明王像百体を供養する。〔中右記〕

十月二十五日

女院御願寺の仁和寺法金剛院を供養する。従三位播磨守藤原基隆（堂造進賞）・法橋院覺（仏師賞）・法眼明源（絵仏師賞）らの勧賞あり。〔中右記〕

十二月二十六日

最勝寺五大堂を供養する。紀伊守藤原公重重任の功。長円の譲りによつて木仏師長俊を法眼に叙す。白河院死去後に解体された三条殿西対跡には、周關の間に造られた仏像が安置されていたが、寝殿を新造したので女院の御所としてこの日入つた。〔中右記・長秋記・百練抄〕

【大治六年・一一三一年】

一月十一日

院御所で二品親王をはじめ、人々年首の祈りとし、半丈六仏像や御等身仏像十数体を造進する。また等身の最勝仏像・愛染明王像・一字金輪像・八字文殊菩薩像・普賢延命像あわせて五体を造進する。

その後、両院、円勝寺六時堂で仏像を供養する。〔長秋記〕

一月二十八日

三条殿で、鳥羽院、仏像を供養し、女院は銅大威德明王像を供養する。〔長秋記〕

二 白河院の「修善」

白河上皇の政治は、十二世紀に入つて以後、堀河天皇が死去した嘉承二年（一一〇七）から、輔仁親王（後三条天

皇息）と村上源氏俊房流を失脚させた鳥羽天皇暗殺疑獄のおこつた永久元年（一一〇）の間に、專制性を確立したという⁽⁶⁾。これより以後の白河院政後期は、仏教史の上でも、新しい段階のはじまりだと目される。鳥羽天皇暗殺疑獄は呪詛の嫌疑によるが、密教の呪詛に注目したのはむしろ天皇家側であつた。中でも北宋や遼の密教には、呪殺（度脱）を正当化する後期密教の新要素が加えられており、その参照を含め、白河院政後期の仏教史は、真言密教の権力的養成政策の一大推進期として特徴づけられる⁽⁷⁾。確立した専制権力を、特殊な仏教に傾注したのは確かである。しかし、その意味について、現研究段階では不確かにしか捉えられていないと思う。

白河院が死去した当日、参議藤原為隆は、「生涯之嘗、無レ非ニ仏事」（『永昌記』大治四年七月七日条）と回顧している。天皇在位中の承暦元年（一〇七七）に法勝寺を完成させているように、白河の仏教重視は一貫している。ただ、白河院政後期以後、さらには晩年に近づくにつれて、一層の積極策がとられたようである。たとえば、木仏・絵仏を百体・千体と一度に造る例の増加がこの期の特徴である点、すでに指摘がある⁽⁸⁾。

前節に、造寺造仏に限つた検出事例を掲げたが、これら膨大な仏教事業は、「修善」という仏教的善行の意味づけにおいて、ある程度の計画性をもつていたようである。

白河院は、丁重な装いの「年来御修善目録一巻」を近臣に見せ誇つたことがある（『鯨珠記』大治二年六月一日条⁽⁹⁾）。また権大納言藤原宗忠は、白河院葬送の日に聞いた「或人談」として、「本院年来御善根」の数字を記録している（『中右記』大治四年七月十五日条）。そこには、大部分を占める造寺造仏記事として、「絵像五千四百七十体、生丈仏五体、丈六百二十七体、半丈六六体、等身三千百五十体、三尺以下二千九百卅余体、堂宇（数字不記載—上川）、塔二十一基、小塔四十四万六千六百卅余基」という実数が挙げられている⁽¹⁰⁾。記憶による言談ではなく、この場で記録が回覧または音読され、宗忠に筆記されたのではなかろうか。

「修善目録」そのものは現存しないが、その内容を最もよく反映していると目されるのが、大治三年（一一二八）十月二十二日の白河法皇八幡一切經供養願文（『本朝続文粹』卷第十三、藤原敦光作）である。そこで白河は、一切經の

事を述べたあと、造寺造仏の功績を並べ立てている。洛東法勝寺、その近辺の御願寺、洛南鳥羽の証金剛院、その他 の順に置いた仏像の内訳は、次のとくである。

法勝寺 金堂——金色三丈二尺大毘盧舍那仏、二丈胎藏四仏、彩色九尺梵天・帝釈天、八尺四天王。講堂——金色二丈釈迦仏、丈六普賢・文殊。阿弥陀堂——金色丈六阿弥陀仏九体、一丈觀音・勢至、彩色六尺四天王。藥師堂——金色丈六藥師仏七体、日光・月光。五大堂——彩色二丈六尺不動、丈六四大明王。法華堂——七宝塔。八角九重塔——金色八尺五智如來。常行堂——金色等身阿弥陀仏、三尺脇士四菩薩。円堂——白檀三尺愛染王。曼荼羅堂——木像北斗曼荼羅。小塔院——小塔二十六万三千基、円塔十八万三千六百三十七基。

寺之西 九百之仏閣——丈六九体阿弥陀。 寺之北 五宇之精舍——大小数体の仏像。

白河之傍 五重塔一基、三重塔二基。 帝都之南 証金剛院——丈六阿弥陀仏、塔婆三基（一基は三重塔）。

比叡山上 持明院——半丈六藥師仏、等身藥師仏六体。 比叡山東脚 円徳院——丈六阿弥陀像九体。

熊野山 二宇の紺殿、四基の宝塔。

高野山 塔婆二基。 金峰山 宝塔一基。

その他の神社仏寺 造塔多い。

その他 丈六仏像八十一体、等身・三尺以下は幾千万、七宝塔数十基、毎年泥塔十万基、絵像多数。

たとえば、願文に見える丈六仏の合計は百二十六体であり、八か月余り後の『中右記』記事には百二十七体があるから、白河院自身が発願造立した仏像数としては、およそ両史料は合致すると見てよからう。仰山なことであるが、実数なのである。

仏像の種類は多様であり、阿弥陀如来像や觀音菩薩像など、一般的なものも多い。ただ、特に目立つのは、愛染明王像を始め、不動明王像ないし五大明王像といつた密教像である。やや特異な尊星王像や六字明王像もこの部類である。明王ではないが、尊勝仏像や一字金輪仏像も密教像である。その他については頭密両様があるのであろう。全体としては、明王像の多さから推測して、密教色に傾いていると判断できるのではなかろうか。

造像規模は複数の規格通りのようだが、等身像には少し疑問が残る。等身像は、厳密な同一法量ではなかろう。散

見される「御等身」「(御) 同身」といった表現は、願主白河院を基準にしていると考えられる。願主を仏・菩薩・明王に見立てたその分身の大量生産とまでは言えない。しかし、この事業の総元締めたる白河院に、宗教権威性が備わっている、と造像加担者が認めた格好になる。

このような大量造営事業を推進する方法には、二種あつた。成功と勧進である。

受領らの成功で院政期の造寺造仏を支えたことは、よく知られている⁽¹⁾。掲げた年表の冒頭、大治元年（一一二六）三月七日にある、白河新御願寺三重塔が藤原顯長の任紀伊守成功によつて造立した、というような例は数多い。

個人の功ではなく、集団で事業を担わせる方式が、勧進である。同じ日、法勝寺金堂で愛染明王像百体を供養したことが見える。白河院は兼ねて「人々」に要請したところ、百八十体集まつたのだという（『永昌記』）。記主藤原為隆は五体造立したというから、単純に計算すると三十六人の貴族が費用負担に応じたことになる。表には記していないが、『大般若經』六百巻の分担執筆なども、これと同じ法式である。大治元年一月二十八日には、鳥羽院の命で「公卿以下」に支配し、三日後に供養している（『永昌記』）。為隆は十巻担当したから、全体で六十人分の動員となる。同四年二月二十四日には、白河院の命で、「諸卿諸臣受領等」は五巻ずつ支配されており、百二十人規模の動員となる（『長秋記』）。造寺造仏の場合は、自ら行為する写經とは違つて費用負担であろうが、百体、千体といった造仏事業そのものが権力機構の作動であつたことを窺わせる。

白河院の「修善」は、貴族らの成功と勧進参加によつて支えられていた。ただ、院の「年来御修善目録一巻」を見せられた中原師遠が「是勧進之御功德也」と応えたように、仏教事業全体が勧進理念で括られていた。その点では、成功も勧進形式に含まれるのだろう。「秘法修善千万壇、不_レ知_二其数」（『中右記』大治四年七月十五日条）という仏事は、「万人造仏写經善根千万」（『中右記』大治五年七月七日条）という貴族らの動員と対応関係にあつた。その人脈は問題だが、「善根」の主催者と参加者という同一仏教事業の形式で、院権力集団の結集が図られていたと見られる。仏教事業の展開はこれ以前からだが、大治年間に見られる量的拡大には何か画期や契機があつたのか。この節で

は、何故大治年間に顕著化したのかについて、白河院の意図するところがあつたものと推測して、探つておきたい。

氣づくことは、白河院が急に積極推進した殺生禁断策である。專制権力を握った頃、永久二年（一一一四）九月には、京中の鳥籠を切り、田上や宇治の網代を破却して、殺生を禁断した（『中右記』永久二年九月八日～十一日、十四・十五日、十七日各条）。それが天治二年（一一二五）には「此年以後殺生禁制殊甚」といわれ、翌大治元年には一層活発に下命したらしい。紀伊国の魚網、諸国所進の羅網五千余帖、宇治と桂の鶴・犬・鷹（六月二十一日）、洛中の籠鳥（十月二十一日）、伊勢国の神戸や莊園の鷹・犬（十二月八日）が対象になつており、翌大治二年八月十日にも続いていることがわかる（以上『百練抄』）。大治三年十月の石清水一切経供養願文には、先に掲げた造寺造仏例の列挙に続けて、殺生禁断の抽象理念を述べたあと、七道諸国（特に摂津・近江・越前・能登・越中・越後・丹後・備前・周防・讃岐・伊予の十一か国）からの魚類朝貢を止めたという。さらに、漁師の密網八千八百二十三帖を焼き、狩獵の制札四万五千三百余所を立てた⁽¹²⁾と誇る。

「此両三年殊所レ被レ禁」殺生也（『百練抄』大治元年六月二十一日条）、「就中此両三年焼滅諸國之罟網」（『永昌記』大治四年七月七日条）、「此二三年殺生禁断諸國也」（『中右記』同年月日）といふそれぞれの表現は厳密ではないが、藤原為隆や藤原宗忠の日記がいう年数を重視すべきであろう。おおよそは、大治年間から殺生禁断策は本格推進されたらしい。

恐らく、この殺生禁断策は、白河院晩年に打つて出た仏教事業にとつてのベースであろう。「持戒」の根本たる「不殺生」（石清水八幡宮一切經供養願文）を社会的に拡大し、生活規範に関わるその理念宣言と連動させる形で⁽¹³⁾、首都平安京辺りの視覚的仏教充满策が推進された。大治年間のはじまりは、その同時的な政策展開期として区切られると思う。

三 白河院晩年の造寺造仏

明らかに白河院は、神事より仏事を重視するようになった。「毎_ニ靈社_ニ立_ニ塔婆_ニ其數多」（『中右記』大治四年七月七日条）といった計画的事業の他に、あからさまな專制性が神事との関係に表出していいる。

大治二年二月三日、白河・鳥羽・待賢門院の一行は熊野詣に発ち、本宮での供養等を終えて、同月二十七日に帰京した。この間の十四日、陰陽寮・勘解由使府・宮内省・園韓神社・神祇官・八神殿・郁芳門が焼亡し、摂政藤原忠通らを嘆かせた。白河院の帰京を待つて指示を仰ぐべき事が多かつたが、十六日に迫る祈年穀奉幣は神祇官焼亡のために延引され、十七日の園韓神祭も延引された。院らの帰還後、三月五日にも祈年穀奉幣は延引された。同八日と十六日に、神祇官火事による廃朝などを審議するよう白河院の指示があり、漸く二十日に直盧で定が開かれた。その結果、廃朝・八神殿事・神今食・月次祭の事など、何らかの院の判断が示された。⁽¹⁴⁾

藤原宗忠は、三月二十日の日記末尾近くに「抑院、従_ニ熊野_ニ還御之後、早々可_レ沙_ニ汰此事_ニ也。其後及_ニ一月_ニ大仏事被_レ行後、今日被_ニ仰下_ニ也」、という感情混じりの言を挿入している。臣下が「違期」だと考へても、陣定では強いて上申できないということを、あえて日記に書いている（『中右記』大治二年三月二十日条）。

帰京から陣定までの間の「大仏事」は、一節に掲げた年表にも見えるように、法勝寺が中心会場である。中でも、三月十二日の法勝寺北新御堂供養と翌十三日の法勝寺千僧供養は盛大で、宗忠も、「昨今両日有_ニ大仏事_ニ、誠是仏法中興歟」（十三日条）と記している。

同年十月二十六日は、五社（伊勢・平野・稻荷・祇園・北野）への奉幣使が定められた。二十四日から法勝寺大乗会が行われていたので、藤原宗忠は、神事に問題ないかを大外記中原師遠に問うたところ、永久三年（一一一五）の例によつて憚りないと云う。「大略散所仏事不_レ可_レ憚_ニ禁中神事_ニ之故歟」（『中右記』）という明快さに欠ける宗忠の解

釈からは、近臣にも戸惑いがあつたことを感じさせる。

宗忠は、神事より仏事を優先する白河院の姿勢は出家後から始まる、とも述べている。白河院が死去した大治四年（一一二九）の十一月二十三日、新院鳥羽は、新嘗祭の日であるにもかかわらず、出家後の白河院に倣つて仏事（造仏供養）を憚らない。「甚不便事也」、と宗忠を嘆かせた（『中右記』）。

このことは、鳥羽院自身のことばとしても伝えられている。大治五年（一一三〇）九月五日、諸社奉幣前に広隆寺参籠を予定した鳥羽は、近臣らを前にして、出家後の白河院の仏事優先姿勢を述べたてている。鳥羽によると、故院は神今食や例幣の時に熊野詣や仏事を実行し（『中右記』）、諸社奉幣は「極有^レ煩、後懷尤甚、尤不^レ可^レ在事也」（『長秋記』）と述べたのだという。

先に述べた殺生禁断政策も、魚鳥を贊とする神社の存在を揺るがす可能性がある。「神領御供」を禁断対象から除くというが（『百練抄』大治元年六月二十一日条）、欠如は必至であろう。大治四年六月十一日は、月次祭と神今食だったが、「諸国供神物事類、殺生禁断全不済、神事違例」という事態だつたのである（『中右記』）。

この極端さは白河院晩年の特徴だが、あからさまな仏事優先姿勢からは、むしろ性急に事業を進めようと心を碎く、専制君主の焦燥感さえ垣間見える。自身の息災や女院の出産も重要事には違いない。しかし、いかに専制君主だとしても、むしろそれ故にこそ、宗教的絶対者からの恩恵獲得を信仰的に希求する私事に終始したわけではなかろう。やはり、大治年間という歴史的時点を無視して、事の本質は捉えられないのではなかろうか。

大治改元の前年、天治二年（一一二五）に大規模な殺生禁断推進の画期があるらしいことは、先に述べた。殺生禁断策については、先学によつて、領域支配を正当化する政治意志が読み込まれてきた⁽¹⁵⁾。ここで指摘したいのは、それが国土全域の支配に関する場合、不可避的に对外認識を伴うということである。⁽¹⁶⁾。

大治三年の石清水八幡一切經供養願文には殺生禁断策が力説されており、ここでは白河院によつて、漢武帝や釈迦如来のごとき長寿獲得の願意が述べられていて、これも三国思想の形をとつた一種の世界認識の例と見られる。しか

も、三国思想という空間認識には末法思想という時間認識が伴うが⁽¹⁷⁾、末法思想との関係は、殺生禁断策についても確かめられる。大治二年六月七日の会話で、白河院が、「世及「叔末」」んで如意宝珠なる瑞物を入手したと述べたのに応じて、大外記中原師遠は、それは「依「殺生禁制事」」、という勘申結果を繰り返している（『鯨珠記』⁽¹⁸⁾）。末法思想は中世寺社勢力による領域支配思想であるが⁽¹⁹⁾、藤原宗忠が「昨今両日有「大仏事」、誠是仏法中興歟」と述べたように、仏事興隆政策を進める白河院ら権力中枢の積極姿勢を裏づける論理でもあった。

では、末法時代の持戒国家は、どのような「三国」世界事情に直面して仏事興隆を急ぐのか。それは、いわゆる宋金交代期の、諸國家興亡で激動する東アジア政局なのではなかろうか。一一二四年から一一二七年には、急転直下の激震が走っている。中国東北部から出て強大な軍事力で急成長した金が、一一二四年に西夏を臣事させ、一一二五年に遼を討滅、一二二六年に高麗を臣事させ、一一二七年五月に北宋を滅亡させた。同年六月に南宋が成立し、ここに金と北宋が対峙する大陸政治情勢が形づくられた。剥き出しの軍事力による国際政治史の大変動は、日本に無関係ではない。仏教史に限定しても、北宋や遼といった、参照源たる国家が消滅したのである。そのことがいかに日本国家に影響を与えたか、必ずしも明示的に語る史料がないことによつて、研究史上ではあまり深められていない。一一七年九月の宋国明州牒状到来⁽²⁰⁾、一一一八年宋皇帝徽宗書状と明州牒の到来⁽²¹⁾、一一二〇年の宋商莊永らによる高麗國聖教の送致⁽²²⁾、一二二五年の宋国橘州男兒來着⁽²³⁾、といった断片的記事の背後に、情報把握と対応措置の存在が想定される。影響形態は、受け手の事情と意志に規定されて特殊に表れる場合がある。ここでは、白河院が主導した大治年間の仏教事業の内にこそ、その具体的な表れを読みとらなければならないと思う。この期の仏教史的事実には、外交史的事実が満ちているのではないか。

大治二年（一二二七）には、見逃し得ない重要な史実が確認される。三月七日に、法勝寺薬師堂で丈六の六字明王像七体が供養された。異様な形姿を訝った藤原宗忠が導師勝覺から受けた説明によると、「本説」にない白河院の嗜好によるものだという（『中右記』）。しかもこの明王像を本尊とする六字経法は、嘉保二年（一〇九五）に真言僧範俊が

始修した調伏法で、遼の後期密教を参考・改変して創造した可能性のある新修法であった⁽²⁴⁾。遼仏教からの継承由來に意味があつたとすると、あえて法勝寺薬師堂に追加造立した理由の一端に、軍事動乱の波及への危惧が仮想敵国への調伏修法を準備させた、という推定も不可能ではない。法勝寺六字明王絵像百体を造進している。臨終の白河院にも近侍した資盛は、外来新種密教に関心高かつたようであり、次に見る如意宝珠法の形成過程にも深く関与していた。

大治二年的重要史実はもう一つある。宝物収集の一環として「珠」「玉」にも関心を示していた白河院は、死鯨の体内から取り出したという「鯨珠」を院領肥前国神崎莊から入手した。大治二年五月二十六日から六月七日にかけて、大外記中原師遠からの意見徵集をもとに、それを如意宝珠なる密教の貴物に同定した（『鯨珠記』）。師遠は、院の年来修善が隋の煬帝やインドの阿育王に比肩すると述べている（同六月一日条）。また、院は、藤原資盛を間に立てて、「叔末」（末法）時代に宝珠は出現しない、と師遠への誘導発言を示した。それに対して師遠は、殺生禁制の結果として海から珠が出たのであって、「盛帝德出来之珠」だと返答した（同六月七日条）。ここに、三国・末法・殺生禁断という観念が出揃っている。穿つて見れば、軍事と殺戮で激動する國際情勢を末法として意味づけ、殺生禁断と修善を先導する自らの帝徳が平和実現の主体である、という発想がある。この発想は、現実的条件のない誇大妄想ではなく、それなりの情勢認識に基づいているらしい。

十二月二十七日には、急拵えで不備な形式ながらも、如意宝珠を本尊とする新創作修法が、白河院近臣藤原能遠宅の壇所で、白河院や近臣も冒頭に参加して開始された（『如意宝珠御修法日記⁽²⁵⁾』）。それは、この前日、大宰府から報告された「唐人来着四人事」について陣定が開かれたことに関係しているのではなかろうか。年紀未満によつて廻却とされた唐人らによつて、四月に北宋が滅亡したことをはじめとする、最新の大陸情勢が伝えられていた可能性があると思う⁽²⁶⁾。一連の史実は、白河院らによる大勢の状況判断を、いわゆる宋金交代というリアルな現実認識に転じさせたことを示しているのではなかろうか。

肥前国神崎荘については、長承二年（一一三三）に宋人周新船が来着し、平忠盛が院宣を盾にした自らの下文で、大宰府府官の関与を排除しようとしたことが知られている（『長秋記』長承二年八月十三日条）。すでに忠盛は大治二年の鯨珠一件で、白河院と中原師遠の会話を仲立ちする形で関わっている（『鯨珠記』五月二十六日、六月一日各条）。しかも忠盛は、大治四年（一二二九）には、「乘_二数十艘之船」、浮_二百万里之波」という「海賊」を捕縛するため、山陽・南海両道諸国への派遣命令を受けているが（『朝野群載』卷第十一、同年三月檢非違使移）、これは宋金交代の余波への実際的な対応であろう。平忠盛については、第一節に挙げた造仏年表に、関係した事例が散見される（大治四年七月二十六日、閏七月十三日、同二十一日、八月三日、十月二十二日、十二月二十八日）。

大治年間の数ある仏事の中には、「仏説正無量寿決定光明王如來陀羅尼」なる聞き慣れない陀羅尼を、白河院が三万遍供養したというものもある（『長秋記』大治四年五月二十五日条）。それは、『大乘聖無量壽決定光明王如來陀羅尼經』一巻のことであろう。同書は、「中天竺梵本」を法天が訳し、北宋の端拱元年（九八八）に太宗へ献じた、後期密教經典である（『大中祥符法寶錄』卷第六²⁷）。日本への送致は、少なくとも一回は、成尋が送付した書物の中に含まれていたはずである²⁸。このほか大治五年には、法服を着せる地蔵菩薩像なる宋朝様彫刻が、侍賢門院に進覧された例がある（『長秋記』同年六月一日条）。

大治年間の仏教史的事実と外交史的事実のつながりは、もはや明確であろう。

四 追善仏事

白河院は、大治三年十月の石清水八幡宮一切經供養願文に、「欲レ延_二十年之余算_二」と述べて延命祈願を込めている。これまでの修善に加えてなお十年の計画には、どのような達成目標があつたのか、明確ではない。推測だが、この時を遡る十年間に匹敵する仏教事業というよりも、北宋滅亡を知つた前年末以後の新構想が抱かれたことも想定され、

一層加速化した可能性はあるだろう。しかし白河院は、翌大治四年（一二二九）七月七日に七十七歳で死去した。その点では、計画途次での死去だつたと見た方がよい。

源師時は、院死去の日の感慨を、「無一定之遺誠」、所謂片時之頓滅、遺恨之至、敢不可記」と記している（『永昌記』）。事後の詳しい方針を託していなかつたことは事実らしく、その点でも白河院の念頭に十年計画があつたことはには眞実性がある。但し、断片的に語られた「遺言」はあつたようだ。たとえば、火葬するよう指示があつたことは、藤原長実によつて語られている（『長秋記』大治四年七月十六日条）。五七日には曼陀羅供を行えとの遺言が、摂政藤原忠通によつて伝えられている（同二十日条）。造仏に關係して、七月十六日に長実が語つたところによると、「七々仏經」などを「儲置」いている、という仰せがあつた（『長秋記』）。

新しい仏像や写経を蓄えていたことは、「御仏經已被_レ儲了」（『長秋記』同十八日条）、「仏經皆故院被_レ沙汰置也」「是皆御存生時被_レ沙汰置鳥羽御倉也」（『中右記』同二十日条）、「件御仏經等、法皇御平生之日、為_ニ此中陰_ニ造写安置」（『永昌記』同日条）などの記事もあり、確かに御願寺に安置されたもの以外に、作り置きされた仏像等が「御倉」にあつた⁽²⁹⁾。これらは白河院の追善仏事に取り出された。ただし、追善仏事は作り置かれた仏像のみで賄われたのではない。第一節の年表で知られるように、むしろ貴族達の造仏は白河院死去後に頻繁である。取り出された白河院の仏像と同時に供養されたのであろうそれらには、白河院生前の造仏事業と死去後の貴族等による造仏事業とが、一連の継続事業として結びつけられているようである。この計画は、仏像を作り置いて用意していた、白河院から出たと考へて誤りないのでなからうか。自らは予定外の早期に世を去つたが、不測の事態への準備が作動する結果になつたのだと思われる。

いまわの際には経師・仏師・工匠を百人規模で動員して造作しているが、その後は、七日ごとの法事、四十九日以後は毎月七日の月忌、そして一周忌法事と、定期的な仏事に際して仏像が供養されている。ただ、平生にも次々に新造されている。そして、一周忌を営んだ大治五年（一二三〇）七月七日の後は、白河院追善の事業はほぼ終了したと

見られる。

この期間に造寺造仏の功を記された者を記載順に挙げると、藤原長実、伊与守藤原基隆、備前守平忠盛、藤原為隆、大式藤原經忠、播磨守藤原家保、讚岐守藤原清隆、尾張守藤原顯盛、三河守藤原為忠、因幡守藤原通基、法性寺座主最雲、近江守藤原宗兼、藤原宗忠、相模守源重時、阿波守源有賢、丹後守源資賢、安芸守藤原資盛、天台座主仁実、信濃守藤原盛重、長門守高階經敏、甲斐守藤原範隆、播磨守藤原顯成（新任）、紀伊守藤原公重、となる。中でも藤原長実・家保の兄弟や藤原基隆は、忌日を中心に頻出する。長実の場合、生前の白河院から命じられ、毎日三尺阿弥陀如来木像を造つており、死去後も継続することになったようである（第一節年表、大治四年七月二十日、同三十日、閏七月二日など）。

ただし、貴族等の造仏は、近臣の積極性は目立つものの、三十五日や四十九日などに計画された度重なる盛大な供養を疑問視する声が当初からあつた。鳥羽院は、「度々不可有之由、人々申」と述べて、白河院の「素懐」に添えるかどうか不安だと述べている（『長秋記』大治四年七月十八日条）。新中納言源雅定のように「度々儲_二斎筵_一事無_二前例_一」と述べる者もあり（同）、治部卿源能俊のように「雖_二御遺言_一、頗乖_二前例_一」と言う者もいた（同二十日条）。

それにもかかわらず、一周忌まで強引な造寺造仏供養は遂行された。四十九日仏事は法勝寺阿弥陀堂で催されたが、この日までを回顧した藤原宗忠は、「没後善根不可勝計」。古今未有如レ此事。誠是広大功德、不可思_二歎_一歟。旧臣善根毎日毎夜也」と記した（『中右記』大治四年閏七月二十五日条）。ただ注意が必要なのは、同日の日記には、「御四十九日間人々所_二供養_一仏經、在_二別日六_一也」とあって、自身の聞き書きが「大略」のみの「僻事」に過ぎないことと対比している。鳥羽院側によつて、旧臣らの仏事参加は正確に把握されていたらしい。そのことは一周忌まで続いたようで、「從_二去年七月_一至_二今年今日_一、万人造仏写經善根千万、不可記出也」（『中右記』大治五年七月五日条）という述懐された。事實上、多くの貴族は、白河院追善仏事に駆り出され続けたのである。

率先したのは、もちろん新院鳥羽である。その熱心ぶりは、待賢門院の出産日となつた大治四年閏七月二十日に法

勝寺での仏事に参加できなかつたことを「甚遺恨也」と言い、二十五日に予定されている故院四十九日仏事には「拋萬事一必可レ渡御志深也」と述べて、憚りを懸念する関白藤原忠通の意見を退けているほどである（『中右記』閏七月二十二日条）。

藤原為隆によると、「本院沙汰」として行われてきた毎日の仏事は、大治四年七月二十六日から「新院御方」が行う法事になつたという（『永昌記』）。仏事の引き継ぎは、治天の引き継ぎをも示していたのではないか。

実際の政治手腕發揮は、大治年間の造仏を中心的に担つてきた仏師の頭目円勢の息長円の、清水寺別当補任をめぐる、興福寺と摂関家への抑圧政策として、大治四年十一月に表れた。よく知られた事件だが、興福寺の意向を無視した長円の興福寺大仏師ないし清水寺別当の補任は、興福寺別当の承認を求めて南都に下向した長円に対する、大衆らの襲撃事件を誘発した。激怒した鳥羽院は、維摩会講師に決まつていた恵暁（藤原基実養子）を下手人として検非違使に追捕させ、代わつて近臣勸修寺家出身の真言僧寛信を講師とし、長円を清水寺別当に就けた。興福寺では、重要法会である慈恩会が止められたほか、恵暁住房など寺内諸堂舎は検非違使らに荒らされ、藤氏長者伝領の佐保殿まで放火され焼亡した。この一大騒動は、「法相宗滅亡之時歟」（『中右記』十一月十六日条）とまで言われている（以上、『中右記』『長秋記』大治四年十一月条）。しかも鳥羽院は、寛信に命じて、かの六字経法によつて興福寺別当玄覚（藤原師実息）を密かに呪詛していた（『覺禪鈔』「六字経法」⁽³⁰⁾）。

激怒する院は、摂政藤原忠通に連絡することなく検非違使を南都に派遣した。この時忠通は、「以不肖質為氏長者之間、如レ此之事出来歟」と嘆いている（『中右記』十一月十二日条）。院の専断が目立つ一方、前関白藤原忠実は宇治に籠居中で、検非違使として興福寺捜査の先頭に立つた美濃源氏光信らのような反摂関家勢力もいた（⁽³¹⁾）。

ただし、摂関家には、仏教事業の展開主体としては院と共通する土俵があり、別個の活動で自己主張できた。白河院一周忌の直前、大治五年六月二十日から一週間、近衛殿で、故関白藤原師通室三条殿の「逆修善根」が行われた（『中右記』）。藤原忠実・忠通らが参じ、新造仏像が毎日供養された。仏事は二十七日からも継続されることになり、

懲法が七月三日まで行われた。しかも逆修の初日、忠通の指示で、九口の僧が皇后のもとで『大般若經』を読んだ。忠通女聖子が立后したのはこの年二月二十一日のことで、『中右記』には「誠是天地和合万年之初也」と記しており、六月の読経は立后後最初の仏事だという（二十日条）。連動する摂関家の仏事は、小規模だが、師通夫妻、忠実、忠通、その女（崇徳天皇皇后）という、摂関家固有の血筋とその権力中枢での位置が、仏事において確認されているかのようである。

白河院死去から一周忌までの間、佐保殿以外に、大殿忠実の邸宅三か所が焼亡しており、放火と思しい。大治四年十月二十二日の宇治富家殿、同五年一月二十九日の鴨院殿、同二月八日の近衛富小路殿、である。この間が、白河院生前の意向を強く反映したまま推移したことをよく示す。造仏や仏事は、遺言のない白河院の遺志を履行する形式なのであつた。

むすび

白河院の十年計画は、二年たらず後の一周忌をもつて収束したと思う。一周忌仏事の五日後には、両院や皇后は喪を解いている（『中右記』『長秋記』大治五年七月十二日条）。造寺造仏は鳥羽院政期にも活発だが、大治年間のようながむしやらさは影を潜める。藤原忠実の復権をはじめ、鳥羽院の路線は前代の単純な延長とは言えないだろう。白河院政の終わり方と、鳥羽院政の始まり方が、仏教史と関係する経緯については別の考察が必要だと思う。

はじめに述べたように、成立期日本中世仏教の実相は、白河院政晩年の京都に集中して現れていると考え、大治年間の造仏事業を概観してみた。權門寺院や地域の諸寺院における仏教事情を視野に入れないので、考察は部分的である。ただ、形の見える堂舎や仏像の大規模造営は、專制君主の膝元での権力事業が、他を圧する物量だったとみて誤りあるまい。それは、美術についての今日的常識では理解しにくい一面をもつ諸作品によつて³²、首都平安京辺りの

仏教色濃い景観改造に大きく結果したのではないかと思わせる。そこに現出した中世仏教の実相は、極めて形式的、即物的であった。

しかもその形式性と即物性は、内面価値の自覚に発するものでない故に、大陸仏教の新動向に対しても簡単に、都合よい選択と恣意的な改変によつて、様相を変更させることに抵抗ないものであつた。六字明王像や法服地蔵菩薩像の造立、六字経法や如意宝珠法の創案実施、『大乘聖無量寿決定光明王如来陀羅尼經』の読誦など、北宋や遼から得た新種に基づく例は他にも見出せるであろう。日本中世仏教は、大陸仏教への過敏性と国内仏教への閉鎖性という、背反矛盾性を抱えて形成されていた。

- (1) 上川通夫「日本中世仏教の成立」(『日本史研究』五二二、一〇〇六年)。
- (2) 西川新次「藤原彫刻」(原色日本の美術第六巻『阿弥陀堂と藤原彫刻』一九六九年、小学館)、田中嗣人「藤原時代の仏師たち」(同『日本古代仏師の研究』一九八三年、吉川弘文館)、武笠朗「平安後期宮廷貴顯の美意識と仏像觀」(日本美術全集第六巻『平等院と定朝』一九九四年、講談社)。これら美術史学に対し、文献史学からは、森由紀恵「平安末期における造仏と仏師」(『寧楽史苑』四一、一九九六年)がある。森氏が残された、「何故この時期に大量生産されるか」、という課題について考えてみたいと思う。
- (3) 速水侑『平安貴族社会と仏教』(一九七五年、吉川弘文館)。
- (4) 林屋辰三郎『古典文化の創造』(一九六四年、東京大学出版会)。
- (5) 史料には「供養」と表現されており、新造像の開眼なのか既製像への祈願なのか必ずしもはつきりしない。しかしほんどの場合は新造仏だと考へて誤りないと判断される。
- (6) 美川圭『白河法皇』(一〇〇三年、日本放送出版協会)。
- (7) 上川通夫「日本中世仏教の成立」(前掲)。
- (8) 森由紀恵「平安末期における造仏と仏師」(前掲)。森氏は、待賢門院出産に焦点を当て、大治四年について、造仏の「大量化はここに極まつた感がある」と評された。

- (9) 『鯨珠記』は、大外記中原師遠の日記逸文。平田俊春『私撰国史の批判的研究』（一九八二年、国書刊行会）所収。修善目録は、「羅表紙、緑色紙、紫壇螺鈿軸、朝隆書」之」という装丁が、中原師遠によつて観察されている。
- (10) このあと、「金泥一切経書写。此外秘法修善千万壇、不_レ知其数。此二三年殺生禁断諸國也。施_ニ大善根也」と記されている。
- (11) 辻善之助『日本佛教史』第一卷・上世篇（一九四四年、岩波書店）第六章第一節「造寺興盛」、田中嗣人「藤原時代の仏師たち」（前掲）、など。
- (12) 「幡列卒之馳道」の文。辻善之助「造寺興盛」（前掲）の解釈による。
- (13) 保立道久氏は、殺生禁断令に、国王の領土公權の宗教的宣言を読みとられている。保立道久「中世における山野河海の領有と支配」（日本の社会史第二巻『境界領域と交通』一九八七年、岩波書店）。
- (14) 神祇官の棟上げは、白河院死去の翌年大治五年一月十一日の仗座で、一月三十日と決まった（『中右記』）。
- (15) 小山靖憲「莊園制的領域支配をめぐる権力と村落」（同『中世村落と莊園絵図』一九八七年、東京大学出版会）、保立道久「中世における山野河海の領有と支配」（前掲）。
- (16) 一般的に外来宗教である仏教には、知識の不正確さや信仰的願望による歪曲は避けられないとしても、自覺的・無自覺的な一種の世界認識がある。問題は日本中世の、白河院政末期の事情である。なお、白河院による殺生禁断令発想の出所は、在來の仏教政策のみにあるのではないかも知れない。というのも、十一世紀後半の契丹国（遼）では、馬鞍山の僧法均による大乘菩薩戒授与が身分を越えて大流行し、「菩薩國王」たる皇帝道宗（位一〇五—一一〇）が自著『菩提心戒本』賜与や殺生禁断令などで後援しており、受戒を求める巡礼の流行は北宋・西夏などにも波及したという。古松崇志「法均と燕京馬鞍山の菩薩戒壇」（『東洋史研究』六五—三、二〇〇六年）参照。日本との関係はなお文献学として未証明だが、無関係ではないと思われる。
- (17) 上川通夫「末法思想と中世の『日本國』」（歴史学研究会編『再生する終末思想』二〇〇〇年、青木書店）で私見を述べた。
- (18) 『鯨珠記』の末尾にもこの件が再確認されている。
- (19) 平雅行「末法・末代觀の歴史的意義」（同『日本中世の社会と仏教』一九九二年、塙書房）。
- (20) 『異国牒状記』、『大日本史料』第六編之二十八、六三ページ以下。
- (21) 『師守記』貞治六年五月九日条。榎本涉「北宋後期の日宋間交渉」（『アジア遊学』六四、一〇〇四年）。
- (22) 『弘贊法華伝』卷下識語（『平安遺文』題跋編一〇四三）。

(23) 『台記』康治二年三月八日条。

(24) 速水侑『平安貴族社会と仏教』(前掲)第一章第四節「院政期における秘密修法」、中野玄三『六道絵の研究』(一九八九年、淡交社)

第四章第五節「東密と台密の六字経法」、津田徹英「六字明王の出現」(『MUSEUM』五四四、二〇〇四年)。上川通夫「東密六字
経法の成立」(同『日本中世仏教史料論』一〇〇八年、吉川弘文館)で、遼仏教との関係を文献学として探つてみた。

(25) 杉橋隆夫「四天王寺所蔵『如意宝珠法』、津田徹英「六字明王の出現」(『MUSEUM』五四四、二〇〇四年)。上川通夫「東密六字

(26) 上川通夫「如意宝珠法の成立」(同『日本中世仏教史料論』前掲)。渡邊誠氏も「混乱した宋から渡航した『唐人四人』が、その情
報を伝えた可能性は高い」と述べられた。渡邊誠「平安貴族の対外意識と異国牒状問題」(『歴史学研究』八二三、二〇〇七年)。

(27) 『末藏遺珍』第六冊(一九七八年、新文豊出版公司)。

(28) 『參天台五台山記』熙寧六年(一〇七三)四月十三日条によると、成尋が顯聖寺印経印に申請して得た版本は、千字文配列の「杜」か
ら「穀」にいたる二百七十八巻である。『大乗聖無量寿決定光明王如來陀羅尼經』は、「杜」に含まれている。小野玄妙『仏書解説大
辞典 別巻・仏教經典總論』(改訂三版、一九八六年、大東出版社)。

(29) 院の倉は、各所にあつた。「御倉二百余所(納財宝)」と言われ(『中右記』大治四年七月十四日条)、白河院葬送の日には鳥羽院
の命で「鳥羽・白川・京御所御倉」に封が付けられた(『中右記』同十五日条)。白河院六七日の仏像供養については、「偏以御倉物
被用也」とある(『中右記』同年閏七月十八日条)。

(30) 上川通夫「東密六字経法の成立」(前掲)。

(31) 元木泰雄『藤原忠実』(一〇〇〇年、吉川弘文館)。この一件に言及した美術史研究には、根立研介「慶派仏師の形成——院政期の『興
福寺』仏師」(同『日本中世の仏師と社会』一〇〇六年、塙書房)がある。

(32) 武笠朗「平安後期宮廷貴顕の美意識と仏像觀」(前掲)。円勢作の阿弥陀如来像に対し、二人の息が二体ずつ制作した脇士の寸法
が合わなかつたことや(『永昌記』『中右記』大治四年閏七月二十日条)、安芸守藤原資盛の功による大威徳明王像百体が「群蝸」のよ
うだと評されたことは(『長秋記』『中右記』大治四年十月二十九日条)、よく知られている。一日での大量造仏などは、職人集団によ
る日常的な部品作成などを想定しなければ、理解できない。